

平成29年6月20日

米原市議会議長 松 宮 信 幸 様

総務教育常任委員会委員長 吉 田 周一郎

伊吹高校にエレベーターの設置を要望する意見書案

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項の規定により提出する。

意見書第2号

伊吹高校にエレベーターの設置を要望する意見書

この春、市内在住の一人の女子生徒が伊吹高校に入学しました。彼女は、胸から下が不随で、胸から上も体幹が弱く、車いすで生活しています。彼女の将来の夢は、4年制大学に進学し、管理栄養士の資格を取り、病院の栄養士になる事です。

現在、伊吹高校には、階段昇降機は設置されていますが、エレベーターはありません。この階段昇降機にはいくつかの問題があります。

まず第1に、「移動に時間がかかること」です。昇降機の乗り降りの際、車いすや本人を固定したり解除することが必要で、授業と授業の間の10分間の休み時間で2階から4階に移動するのはかなり難しいと思われます。

第2に、「安全性の問題」です。昇降機にしっかりと固定されていなかったり、ボタンの押し間違いや電池切れなどの人為的な操作ミスが入る余地が絶対ないとはいえ、エレベーターに比べ、安全性が低いことが挙げられます。

第3に、「本人の心理的精神的な負担が大きい点」です。昇降機で下降するときにはかなりの恐怖感を覚え、不安定な状態で大きく揺れることは、体幹が弱い本人にとっては、健常者とは比べものにならないほど身体的にも精神的にもダメージを受けるものと想像できます。さらには、たくさんの人の手を借りることへの心苦しきや、他の生徒の注目を浴びることなどが、心理的に大きな負担になると考えられます。

今まで通っていた小中学校にはエレベーターが設置されており、校内を自由に移動できたことと比べ、高校ではそれができないことの心理的負担は計り知れません。

こうしたことから、伊吹高等学校に早急にエレベーターを設置されるよう強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成 年 月 日

滋賀県米原市議会

提出先 滋賀県知事、滋賀県教育委員会教育長